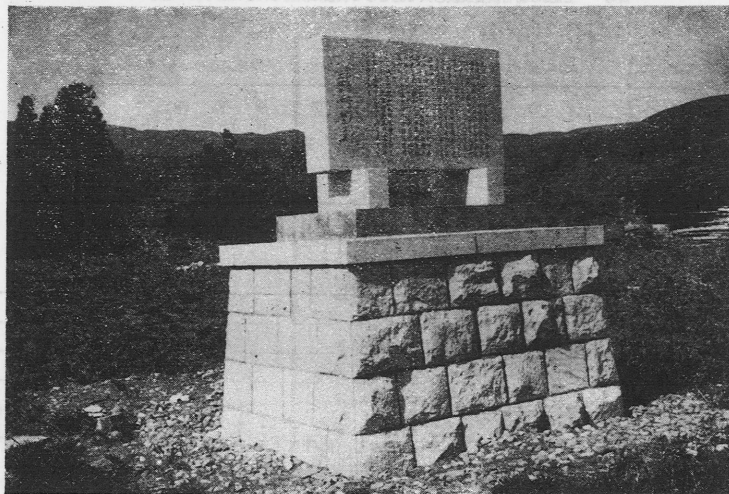


大津弘報

大
津
弘
報

昭和三十九年六月発行
毎月一回発行通巻一五九号

発行所
印刷所
大津町中央公民館
編集人
吉良武夫
印刷所
坂本



こんど建立された五百町歩達成記念碑

大津町有林五百町歩達成 記念碑が建てられました

このたび大津町有林も町村合併或いはその他の増加を得て五百町歩となりました。

之を記念するため去る五月一日六番東原新緑林道の横に五〇〇町歩達成記念碑を建てましたのでお知らせします。裏面の碑文には次のように記されている。

大正六年ときの大津町長宇野忠吾氏は町基本財産林の造成を計画、大津町外十ヶ村山林原野組合と分収林を設定し、昭和十年までに百町歩の造林を達成した。氏は乗馬して自から植林の指揮にあたるなど町基本財産の造成と雲林の思想はまことに熱烈なるものがあり、その功績は

後世町民の奮しく顕彰する所である。

その後昭和三十一年六ヶ町村の合併が行われて町有林の面積が拡大し、更に昭和三十四年国有林の払下げ二十七町歩と原野組合林百十町の分譲を得て合計五百町歩となった。

こゝに宇野忠吾氏の業績を讃えるとともに大津町基本財産林の五百町歩達成を記念し碑を建立するものである。

昭和二十九年三月

大津町長 坂本篤美

第四回大津町議会臨時会開催

第四回大津町議会臨時会は五月十六日午前十時より大津町議会議場に招集され開会と同時に西本議長より本会期日程を諮り会期は一日間と決定し其の後議案の一括上提され坂本町長より提案理由の説明がなされ議案に対し賛

疑応答がくり返され特に議案第五十二号は大津町税賦課徴収条例の一部改正であり税務課長より改正条項の細部については各条文毎に説明を求めて慎重審議の結果は全議案共原案通り可決と決定されました。

町民税の大巾減税を断行……………

本年度減税額は約壱千二百万円

町民税(所得割)が大幅に減税されます。これは政府の減税政策に伴ひ地方税法が改正されたため本年度と来年度の二ヶ年にわたつて行われるもので、本年度は従来の税金より四割位減税されることとなります。全部の人が四割安くなるというわけではなく、扶養家族の多い家庭が減税の額が大きくなり、扶養家族の少ない家庭ではその恩恵は比較的少ないわけで、平均して四割位の減税となるわけであります。

又町税目の方針として所得の上昇にともない毎年税率の引上げをして来ましたが、本年度も税率の引下げを致しました。
地方税法の改正と町税賦課徴収条例の税率の引下げによる減税額は本年度合計約一二〇万円程度になります。納税者の皆さまの参考までに減税の状況を二、三の実例で別表に示します。

一休養期や食中毒のバイキンはどこから入るでしょう
……勿論口から……
……私達の手や食べもの……と一語に入ります
そこで次の点に注意し実行して下さい

第一に手洗の実行をすべし
第二食べものは清潔に調理されていますか
第三何時も衛生に注意しましょう
第四あやしい時は素人療法をせずにすぐに医師にみせる

梅雨期をひかえ
防ごう

赤痢!!食中毒!!

① 地方税法及び条例改正による減税額調

業種別	昭和38年度			昭和39年度			減税額
	所得額	扶養、専従	税額	所得額	扶養、専従	税額	
1 給与所得	224400	4	1790	253700	4	660	△1130
2 ク	253700	0	4370	301800	0	5550	1180
3 農業ク	349900	専扶3	6500	348200	専扶4	1840	△4660
4 営業ク	312000	専扶3	5100	366000	専扶3	3380	△1720

備考 上記2の場合扶養親族○人であるので税額は所得の伸びにより高くなる

② 税法改正による所得控除の新設及び税額控除の引上

	昭和38年度旧	昭和39年度(改正)
扶養控除	扶養親族1人について税額より400円控除	総所得金額より第1人目4万円 第2人目3万円控除
事業専従者	(青色) 税額控除800円	税額控除1600円
ク	(白色) 税額控除500円	税額控除1000円

③ 条例改正による税率の引下げ

段階	年度	昭和38年度	昭和39年度
5万円をこえる金額		100分の2.4	100分の2.2
10万円	ク	100分の3.5	100分の3.0
20万円	ク	100分の5.0	100分の4.5
50万円	ク	100分の6.0	100分の5.5
100万円	ク	100分の7.0	100分の6.5
150万円	ク	100分の8.0	100分の7.5

大津町バイパス道路期成会が発足

三月定例会で、バイパス道路の早期実現について発言があり町では直ちに計画構想を練り第一段階として期成会を作り関係各機関に陳情を行うこととした。

第一回の会合を四月二十七日大津町役場に招集会則の審議を行った結果坂本大津町長を会長に西本大津町議長を副会長に選任し委員には谷本議会議務文教委委員長、石崎建設経済委員長、大塚商工会長、交通安全対策協議会会長

大森産交大津営業所長、大塚交通安全協会会長、社会福祉協議会長、江藤照識、斎藤菊陽村長、川俣菊陽村議長をもつて会を組織することに決定した。

又去る五月に委員一行は九州地建熊本出張所長を訪問之が実現について陳情を行った。九州地建では目下九州横断道路の補装に力を入れているがその進捗度と考へ合せ本格的調査に移る旨回答があつた。

災害対策に万全を

本年も又災害の時期が近まつて参りました。

毎年梅雨期には本町に於ては相当の災害に依る被害が発生して居ります。災害対策等に就いては従来弘報を以て周知に務めて参りましたが未だ承知しない向もありますので簡単に説明致します。

災害には色々の種類がありますが一般の方々には次の様なものが関係あります。

◎公共土木施設災害

河川道路等の公共施設の破損

◎農林土木施設災害

農道、農地及び農業用施設の破損

これらの災害はいずれも一件十万元以上の災害について国庫補助五五%、地元負担三五%となつており、農業土木災害については受益者の負担三三%となつております尚建設課では警報発令と同時に役場本部、錦野小学校、大津町農協管内支所、全平真城支所に職員が待機しております。

災害が発生すれば直ちに連絡して万全を期する様に指導指示致しますので御協力下さいます。御願ひ致します。又後日災害箇所を発見されましたら建設課へ御連絡下さい。災害発生時は建設課も災害調査等で多忙であり不在の場合も多いと思われましますので、被害状況を簡単に書いて文書を以つて御連絡して戴きますとなるべく早く現地に

を調査に参ります。

尚本害に依る危険箇所は白川流域、上井手水系の森大久保地区、引水開溝地区、大津日吉神社下附近、室三軒屋附近、其の他多数危険箇所がありますが、それらの地区の住民の方々には災害に備へ充分注意されますと共に災害発生の際は直に御連絡下さいます。御願ひ致します。災害は各自の注意、協力に依り未然に防ぎましよう。

福祉年金からのお知らせ

老今年金を請求しましたか。

昭和三十四年十一月一日現在で既に満七十五才(明治二十二年生、本年満七十五才)になつた人のうちでまだ老今年金の裁定請求をしていない人は、本年十一月一日になると年金を貰う権利がなくなりますから早目に、役場年金係を印かん及び手数料(住民票謄本と戸籍謄本代金一〇〇円位)を持つて手続きをされるようお知らせします。公的年金との併給(遺族年金を貰っている人)請求が出来ます。

遺族年金を貰っている人で、昨年同様今年も又、老今年金貰える様に成りますから、印かんと遺族年金証書を保持して役場年金係で手続きをとつて下さい。

(福祉年金係)

交通安全運動をかえりみて

町民健康保険税 第一期分集合徴収

集合徵收日程表

牧野	午前
内子	午後
外川	6月27日
錦坂	6月25日
鳥岩	6月27日
瀬田	午前
吹田	午後
森田	午前
中内	6月26日
下島	6月29日
上町	午後
下町	午前
高尾	6月26日
平野	
真川	
杉水	
小林中	
御所	6月29日
下中	午後
片文	午前

職員の新採用

五月一日	稅務課賦課係	大田黑藏弘
〃	〃	矢野博敏
〃	福祉課保險係	安井陸雄
〃	福祉課衛生係	木村芳照
〃	總務課財政係	日野昭子
五月十五日	福祉課衛生係	杉水伸勝

に運転者に湯茶の接待を行い広報に努めた。

国民健康保険のお知らせ

①保険税について

六月は新年度保険税第一期分の納期です

医療保険の制度が強化される一方物価の値上りによつて医療費は毎年ふえています。今年の保険税は一世帯当り、平均額六二〇〇円程度になり、昨年より一六〇〇円の増加になります。税金のあがる主な原因は、昨年九月及び十月に行なわれた、地域差をつばい(都会地料金とおなじ)と世帯主の七割給付(世帯主は三割負担)により、あがつた医療費が一年分になるからです。又結核一斉検診による治療費も増加して来しました。国民健康保険事業費の大半は国からの補助金ですが、保険税の納税成績は、この補助金に影響をますから、納税については、一段の御協力をお願いします。

②家族の七割給付が近く行なわれます

現在では、世帯主以外の家族に対しては、五割給付半額)になっていますが、これを全員七割給付にして、すべての被保険者の負担額を三割にしようという国の行政計画がきまり、来年一月から四年以内に全国的に実施されることになりました。大津町にこの制度がいつから適用されるかは、未だ決定していませんが、このようになりますと、家族員に対する保険制度は、社会保険より、よくなつてきます。勿論国の補助金は増額され、保険税も増加しますが、被保険者が病院に支払っている医療費が五分の三に減少しますので結果的には、被保険者の負担は大変軽くなります。

担は大変軽くなります。

③国保資格の届出について

このことについては機会あることとお願ひしていますが、未だ届出の滞れがあります。出生、死亡、転入、転出、分家、世帯主変更、社会保険加入、脱退等による国保資格が異動したときは、十日以内に届出の規定が法律によつて義務づけられています。これらはすべて役場窓口係で取扱いますから印鑑及び保険証を持参して早目に手続きして下さい。

④健康家庭一二七世帯を表彰

大津町国民健康保険では、毎年四月から翌年三月末までの間に、国民健康保険の資格のある世帯で、その一年間の保険税を完納し、かつ保険証を使用しなかつた世帯に対し、記念品を配布していますが、昭和三十八年度は、三二七世帯のうち、一二七世帯であります。

該当者には、六月初旬に通知いたします。

ふだんから健康に留意して、病気のない明るい生活をしていしましょう。

なお地域別健康家庭は、左記のとおりです。

記

錦野地区	一一戸	平真地区	一二戸
瀬田地区	六戸	護川地区	一八戸
陣内地区	一七戸	大津地区	五三戸
計		一二七戸	

社会福祉協議会寄付金

四月三十日	四〇〇円	大津母子会	大塚八重殿、吉良千代子殿納税資金を寄付さる
〃	四〇〇円	〃	富永安子殿
〃	五〇〇円	杉本	本田さとみ殿拾得金を保管期間終了のため交付されたものによる
〃	一〇〇〇円	〃	植木町社会福祉協議会町社協視察に際し事業費に
五月七日	五〇〇〇円	杉本今村	桐原俊一殿亡妻光子殿の香典返しとして
一十五日	五〇〇円	〃	BG二入第廿一回目寄附

みんなの力で地域の福祉を進めよう 社会福祉協議会（略称社協）総会終る

当町社協の本年度総会は五月十四日中央公民館で会員一五〇名出席のもとに開かれ一団体と十二人の表彰の後昨年度収入支出の決算及び本年度予算の審議規約の改正並びに役員の見直しを行った。

本会は昭和二十六年発足以来各種団体代表者や学識経験者などで組織されていたが本年度から規約を全面的に改正し地域住民が全員参加できる全戸会員制となり本会の主旨に賛同し年額二〇円の会費を納入したものは会員となることに改められたので全町民の方々の御参加を御願い致します。

社協は地域住民の福祉の増進を図るためのものであり次の事業を行っている。

- ①老人会、子供会の健全なる育成指導
- ②児童遊園地設置援助、児童巡回文庫の運営
- ③生活困窮者の援護
- ④保健福祉地区の指導

⑤低所得者の生活上のあらゆる心配ごと相談所

⑥低所得者に対する緊急臨時の出費に対する福祉金庫

⑦ささやかな善意でも預り必要な人に分け与える善意銀行

⑧共同募金、日赤募金運動の推進協力

⑨其の他本会の目的達成に必要な事業

一、被表彰者 感謝状・大塚弘喜 大津地区婦人会

表彰 高村薫（引水）田畑節代（宮本）横田保彦（下町）

大山鎮国（松古閑）山田菊（室一）大村良治（上中）

田代努（小林）笠原春雄（本町三）高野広雄（堀町）

田原学（杉水）平野彦太郎（上鶴一）

二、役員

理事

坂本篤美 笠原春雄 大山鎮国
西本寅利 本田 赫 坂本聰子
江藤綱子 石原静雄 本田孫一
山辺 菊 中村治夫 平野彦太郎
吉良武夫 合志春雄

三、昭和三十九年度予算

監事 石原 勉 太田鉄治

特別会計（心配ごと相談所）					
歳入の部			歳出の部		
款 項	金 額		款 項	金 額	
繰入金	83000		事務所費	60000	
繰越金	55334		事業費	43000	
雑収入	1000		予備費	36334	
歳入合計	139334		歳出合計	139334	

一般 費（社協）			
歳入の部		歳出の部	
款 項	金 額	款 項	金 額
会 費	80000	会議費	80000
助成金	420000	事務費	242000
配分金	234000	事業費	446000
寄付金	150000	負担金助成金	173000
雑収入	4000	繰出金	83000
繰越金	241409	予備費	105409
歳入合計	1129409	歳出合計	1129409

水道で健康づくり

六月一日から七日までは全国水道週間です。この目的は健康を守り産業を起し、消火に役立ち、生活を豊かにする水道を理解してもらつたためのものです。

◎水道料金の使途について

水道事業は独立採算で建設資金の起債（政府や銀行等から借金）償還や維持管理費及び営業費に至るまで総ての経費は、水道使用者が納める料金によつてまかなわれておりこれを独立採算といふ。

◎水道の新設、増設、改設、移設希望の方へ

右の希望の方は先ず役場水道係へ（但し大津町営の水道受益区域のみ）印鑑及び設計手数料（一般家庭用一〇〇円、その他は設計金額の二分）持参の上申し込んで下さい。

◎水道施設は大事にしましょう

（次の事は違反になります）

①水道の施設特に水源池、配水池に立入らぬこと。
尚これ等の施設をこわしたり、又は送水管等のハンドルを勝手に廻し、施設の機能に障害を与えたものは、水道法という法律によつて五年以下の懲役又は十万円以下の

◎税務署だより◎

◎所得税の予定納税額を減額する手続

六月のなかばには、ここの所得税の前払である予定納税基準額の通知書を納税者へお届けすることになっておりますが、これは昨年所得の実績を基にして、ことし六月一日の現況で計算した年税額を記載します。勿論ことしは所得税が安くなつていたので、その減税分もすでに計算してありますから普通の人は七月の予定納税では、この基準額の三分の一を納めることとなります。

しかし休廃業や災害その他の事由で六月一日までの状況を基にして見積つた年税額が税務署から通知された税額

額金に処されます。このことについては特に左藤川方面に於て再三事故が発生しており鍵等も何回取替をても無罪にコジ開けたり、金切ノコで切断されたりしているのでも今後絶対この様なことのないよう、住民一人一人が監視の気持で充分注意しなう。

②無断で水管に加工し、又は不正の方法で水道を使用したり、水道使用料金の件でウソの届出や届出をしながらつた者及び給水を目的外に使用したり又他人に水を使つてやつたり、その代金を取つた者等は各々その水道使用量の料金の五倍に相当する金額の過料に処せられ、給水も停止されます。

③水道使用料金や工事費等を指定された期間内に納めないときは完納するまで給水を停止されます。

その他

④転出、転居の場合は、必ず水道係へ閉栓願いを届け出て下さい。

⑤その他、水道の事で相談事があれば、役場水道係及び町指定業者の小原鉄工所又は松井鉄工所へ気軽にお願いして下さい。

より少なくなると見込まれる人は六月三十日までに減額の承認申請書を提出して下さい。

税務署の依頼でと称する書籍勧誘員に注意
最近六分県の竹田税務署また宮崎県の高鍋税務署の管内で税務協会福岡支局（税報販売人木下巧）といふ、山崎某などと称する者が、納税者宅を訪れ、「税報」購読を勧誘した事例があるが、同協会と税務署とは全く無関係であり管内にも立廻りあるおそれもあるので、この種販売人に対しては充分に注意して下さい。

▼総務課の係の名称が左記の通り五月一日から一部変更従つて今後の納税府番組合事務は納付徴収係で担当しますので念のため。

旧 管理納付係 新 管理係
旧 徴収係 新 納付徴収係

農薬の使用に御注意願います

有機燐製剤の取扱に就いては、例年通り、県主催により使用者の責任者（農家組合長）講習会が実施されますが、農薬の保管、残品及び廃棄物の処分は特に厳重にして下さい。尚農薬危害防止運動期間、有機燐製剤使用上に就いては左記の点特に御注意下さい。

記

- 一、農薬危害防止運動期間 自五月二十日より至七月十九日まで
- 二、撒布液の調整はなれている人が行なう。
- 三、撒布作業に馴れて来ると油断して、取扱いが、粗雑

栗の害虫キクイ虫の防除対策について

キクイ虫の防除については、先般ちらしで栽培農家の皆さんに御知らせ致しましたが、その後被害現地を見ますと、中には全然防除を講じていない園も見受けられ当然被害も益々増加しつつあるようであります。又完全防除をほどこしていられる園では被害樹等も回復しつつあるようであります。

相当の種穀資金と貴重な農地を利用し将来当町の重要な産業として期待している栗です。早めに防除を施しまして一本でも枯れないように致しましょう。

また関係機関でも害虫の生態防除の方法等についても研究中ではありますが左記のような方法で効果があるようです。

- (9) -
- 農薬取締法の改正に伴ない、除草剤PCP、及び含有肥料(PCP尿素)が指定農薬となり、昨年同様白川両岸一里以内は規制区域で使用ができませんので左記の点と共に誠に注意して下さい。

除草剤の使用に規制区域を設定

- 一、規制区域内での除草剤は、マビカ、ニシブ、カソロンを使用すること。
- 二、規制区域外でPCP及び含有肥料(PCP尿素)の使用については、町長の証明が必要とされます。

になりがちであるから、指導員は、作業員一人一人の行動をよく監視して、次の事項について注意する

① 身体の悪い人、手足に傷のある人、生理日の婦人、年少、老人等は作業に従事させない。

② 作業従事者の服装は、帽子、マスク、ゴム手袋、長袖の上衣、長ズボン、ゴムタツを着用する。上衣、長ズボンは防水したもの

③ 作業員の人数は、充分備えておき、同一人が長時間撒布する事のない様にする。

キクイ虫の防除要領

一、軽度度を問わず、被害を受けている部分は切り取り焼却する事。

二、被害樹、無被害樹を問わず全園に薬剤を撒布する。

・エンドリン二〇〇〇倍〜五〇〇〇倍液を撒布したあとガンマライト又はガツトサイドを塗布する)

三、被害木の新芽又は台芽の保存をはかる(台芽は明春接木する)

以上は本町果樹組合で応急対策として樹立しました防除の方法であり、これにより相当の効果があるようであります。農繁期中でありますが全園もれなく早めに防除を致しましょう。

山林所有者に（スギハダニ）警告

例年スギハダニの発生で幼令木の生長を阻害して居りますが本年は特に多発して今後益々蔓延する虞れがありますので山林所有者は左記方法に依り駆除されるよう警告します。

①加害植物 杉

②被害状況 普通は五、六月に最も極密度が高まりそれに続いて被害が顕著となる。本虫による被害は苗木又は七、八年生の幼令木に多く壮令木にも被害を受ける事がある。但し壮令木は抵抗力が旺盛で生長を阻止する事が少ない。

③被害調査の方法は杉の枝葉が黄色を帯びている場合は白紙或いは白布の上に枝葉をあげ打振るか又は弱打する

とこの上に落ちて針先大の虫が肉眼にて見られる。

④駆除方法 ジーエム粉剤一町歩当三〇〇㍑の割合にて撒布する

⑤駆除適期 六〜七月晴天の日を選び薬剤撒布する

⑥森林被害虫防除奨励金規定の適用

薬剤撒布を完了した時は完了の日より十日以内に町役場を經由して知事宛報告なし奨励金を受ける。

⑦薬剤の申込先 大津町役場林務係

⑧薬剤の種類 ジーエム粉剤（一反歩 三K @ 八十㍑ 二四〇㍑）

⑨補助金 一反歩 三三四㍑

農地の無断転用防止について

皆さんの農地を農地以外に利用する場合（農地法第四條）或は農地を購入して宅地したり工場やその他施設の用地にする場合（農地法第五條）には知事の許可が必要で、最近無断で農地を潰して山林等農地以外に利用する件数が目立つて増加している傾向にある様ですが（転用地の隣接者の届出による）山林にしたり宅地等農耕地以外の目的に利用される場合は農業委員会の審議を経て知事の許可を得なければ利用する事が出来ない様に農地法は定めて居ります。知事の許可を得ないで無断で農地を転用した場合次のような措置が講ぜられます。

①農地法第九十二条の規定によつて三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処せられます。

②転用責任者より農業委員会の席上又は県農業会議において転用についての説明が求められます。

③場合によつては転用物件の取去が求められます。

右のような夫々罰則の適用を受ける事がありますので必ず転用される場合は農業委員会に届け知事の許可を得てから行う様に呉れ〜をお願いします。

既に無断にて転用されている物件については今すぐ知事

の許可を得る様に手続を取つて下さい。尚無断で転用される土地（隣接地を耕作されている方で現在又は将来において支障を来たすと思われる方はその転用者及び転用物件について農業委員会までお届け願います。

又果樹園は農地として取扱はれますが、たゞ植付けしたのみでその後肥培管理も行わずに荒廃している場合は山林地と見なされますので念のため申添えます。

なお詳しくことは大津町農業委員会までお問合せ下さい。

金婚夫婦表彰調査について

御承知の様に皇太子様御成婚を期に発足された熊本日日新聞社の金婚夫婦表彰も第六回を迎へる事になりましたが、本年その表彰対象者を左記により調査致しますので該当者は御忘れなく申出される様御通知致します。

①満五〇年に達する金婚夫婦

大正三一年一月一日より大正三十二年十二月三十一日迄の間に結婚された方

②調査時期及びその方法

③時期 六月中旬

④方法 嘱託員（区長）を通じて実施する

子供を水難事故から防ぎましょう

去る四月二十四日午後二時頃大津署管内某小学校の一年生が学校から帰る途中、川辺で遊んでいるうち誤って深みに落ち込み尊い犠牲者となつた事故が起きております。今から夏にかけてこのような水難事故が最も多くなる時期で昨年の統計を見ますと興下で八八名の多数にのぼり大津署管内でも三名の水難による死亡者がありました。事故全体の七〇%が十二未満の学児やら幼児であります。家庭でも日頃から次のことを御指導下さい。

堀、たが池、溝等の危険な場所では遊ばせない。
※川遊び、水泳、釣りは一人で行かせない。
※降雨の際川のはんらん箇所、橋の破損箇所等で遊びをさせない。
※幼児の一人歩きは非常に危険ですから必ず親の目からはなさないようにしましう。
※古い井戸、防空ごう、不要な箇所は取り除いて危い場所を埋めるようにしましう。
大津警察署

若草学園だより

こどもの日(五月五日)

十一時四十五分町長さんのご配慮で煙霧の中を一路阿



蘇路迎る。発車と同時に合唱となる。右を見左を眺め忙がしいこと。十三時阿蘇観光会館に到着。ジャングル温泉に浸りびつくり仰天、青々とした熱帯植物……バナナがなつとるパイ……ヒレパイ
バターライ、モグリあり。素晴らしい未来のホープばかり広間で中食後と自慢、随自惚。十五時頃漸く五岳はペールを脱ぐ登山と決める。

阿蘇町長さんのオールサービス(休憩料入浴料全額減免)に唯々感謝しながら山路をたどる。草千里で休憩雄大な阿蘇を楽しむ又変化しやう山の天候もこの目で見た映えの風光を觀賞しながら何こともなく十八時帰園
五月八日 誕生会と映画

四月の誕生会が出来なかつたので、本日四、五月出生児の誕生会を催す。児童八名、先生三名
ヨーグルトで乾杯。密豆にお寿司

五月十日 母の日 ①朝食時……母の日に付てお話し
②お母さん先生へ花束贈呈 ③お母さん有難うの作文朗読……園児代表

五月二十三日 避難訓練(第一回訓練終了まで所要時間二分十五秒)
来訪者 五月三日西鶴住宅より慰問 五日坂本ときえ殿

(引水)園児たちまき五十本外栗子持参慰問 六日引水婦人会員 九日引水こども会会染附ソフトボール試合
十日大津町婦人会より一〇〇〇円寄贈(日本画親子鶴一額遊具購入引込) 十二日宇城町村議長会四十名
十七日上鶴一丁目婦人会
※御来園いただき又お土産沢山誠に有難うございまして。
園長 写真は子供たちの誕生会風景です

話の広場

▲世の中に火事は恐ろしいものはありません。

一瞬にして人の生命を奪ったり、且又莫大の損害を蒙らなければなりません。

実に情ないことです。

原因についてはいろいろありますが日常の生活にいましめ一人一人が物事によく気をつけ、過ちを起さぬよう心がけて行くべきです。又煙草をのまれる人は吸がらを消して捨てるよう……忘れる頃に火事はおこるとか

マツチ一本火事のもとと言つてあります。

皆さまとともに注意いたしましょう(室町A子)

▲梅雨が近づいて来ました。この季節には赤痢とかその他の伝染病が流行します。この伝染病を防ぐには何といつても各家庭での衛生思想の向上とともに環境衛生の徹底が最も大切なことと思います。

今年はオリンピックの年でもありますし、尚一層の注意を払い、悪い病気がかゝらぬようお互いに注意いたしましょう(大津B子)

老人ホームを慰問された方々と行事

四月十二日合志村豊岡福島カボ慰問慰問品菓子

五月六日

慰問慰問品菓子、ウメ干、タマゴ、茶
新村村下敏子野菜苗二十本

二十四日七城村役場民生委員会一行八名施設視察
二十七日饒町町議員一行二十五名納骨堂視察

八日

五月晴の晴天にめぐまれ阿蘇町ジャングル
温泉に老人一同旅行を実施しました。

菊陽村三里木合志法親慰問

三十日灰塚婦人会代表会長佐古かつ子外二十名慰問

演芸見舞金金一封

朝九時老人ホーム出発午後五時全員元気で
楽しい一日の旅行でした。

真木婦人会代表婦人会長鍋島かつみ外四名

本町岩下明老人ホーム泉水に鯉八匹寄贈

目	次
大津町有林五百歩達成記念碑が建てられました……	2
第四回大津町議会臨時会開催……	2
町民税の大巾減税を断行……	2-3
梅雨期をひかえ赤痢、食中毒を防ごう……	3
大津町バイパス道路期成会が発足……	4
災害対策に万全を……	4
福祉年金からのお知らせ……	4
交通安全運動をかえりみて……	5
町県民税、健康保険税第一期集合徴収……	5
国民健康保険のお知らせ……	6
社会福祉協議会寄附金……	6
みんなの力で地域の福祉を進めよう……	7
水道で健康づくり、町づくり……	8
税務署だより……	8
農薬の使用に御注意願います……	9
栗の害虫キタイ虫の防除対策について……	9
除草剤の使用区域を設定……	9
山林所有者に警告……	10
農地の無断転用防止について……	10
金婚夫婦表彰調査について……	10
子供を水難事故から防ぎましょう……	11
若草学園だより……	11
老人ホームを慰問された方々……	12
話の広場……	12